

じんせき健幸ポイント利用規約

(目的)

第1条 本規約は、神石高原町(以下「町」という。)が実施する「じんせき健幸ポイント事業」(以下「本事業」といいます。)の利用条件を定めるものです。参加者は、本規約に同意のうえ、本事業を利用するものとします。

(対象者)

第2条 本事業に参加できる方は、町が定める対象者としてします。

- (1) 18歳以上64歳以下で町内に住所を有する方
- (2) 65歳以上で町内に住所を有する方
- 2 18歳以上64歳以下の方は電子システムによる参加とし、65歳以上の方は原則として電子システムによる参加とします。ただし、スマートフォンを保有していない方は専用ポイントカードで参加できます。

(参加登録)

第3条 本事業への参加には、町が定める方法による登録が必要です。

- 2 専用ポイントカードを利用する方は、登録後に町からカードの交付を受けるものとします。

(専用ポイントカード)

第4条 専用ポイントカードは、65歳以上でスマートフォンを保有していない参加者へ交付します。

- 2 カードを紛失、汚損又は破損した場合は再交付を受けることができますが、それまでに取得したポイントは引き継がれません。
- 3 カードは本人のみが使用でき、第三者への譲渡、貸与、不正使用を禁止します。

(ポイントの付与)

第5条 ポイントは、町が定める対象事業への参加や健康づくり活動等に対して付与します。

- 2 電子システム利用者は二次元コードの読み取り等により、専用ポイントカード利用者はスタンプ等によりポイントを付与します。
- 3 同一の対象事業について、電子システムと専用ポイントカードの両方でポイントを受け取ることはできません。
- 4 対象事業終了後のポイント付与は行いません。

(ポイントの管理)

第6条 ポイントの付与期間は毎年10月1日から翌年9月30日までとします。

- 2 ポイントは本人のみが利用でき、第三者への譲渡、貸与、売買又は換金はできません。
- 3 付与されたポイントを次期に繰り越すことはできません。

(ポイント交換)

第7条 ポイントは町が定める方法で交換できます。

- 2 交換率は1ポイント=1円とし、年間交換上限額は6,000円、交換単位は500円とします。
- 3 500ポイント未満は切り捨てとなります。
- 4 交換期間は町が別に定めます。

(ポイントの失効)

第8条 次の場合、ポイントは失効します。

- (1) 交換期限までに手続きを行わなかった場合
- (2) 参加資格を失った場合
- (3) 不正取得が判明した場合

- (4) その他町が失効させることが適当と判断した場合
(参加資格の取消し)

第9条 町は、次の場合には参加資格を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他町が不適当と判断した場合

- 2 不正に取得したポイントは取り消し、既に交換済みの場合は返還を求めることがあります。
(個人情報の取扱い)

第10条 町は、本事業で取得した個人情報を、関係法令に基づき適切に管理します。

- 2 取得した情報は、本事業の運営、効果検証及び町が必要と認める目的以外には使用しません。
- 3 町は、本サービスの運営に必要な範囲で、住民票の確認を行います。
(規約の変更)

第11条 町は、必要に応じて本規約を変更することがあります。

- 2 変更後の規約は、町ホームページその他町が適当と認める方法により公表した時点から効力を生じるものとし、参加者の個別の同意は不要とします。

(免責)

第12条 町は、本事業の運営にあたり細心の注意を払いますが、次の事項について責任を負いません。

- (1) 通信機器、電子システム等の障害により発生した損害
- (2) 天災、災害その他やむを得ない事情による事業の中止又は変更
- (3) 利用者の故意又は過失による損害
- (4) 第三者との紛争又は損害
- (5) その他町の故意又は重大な過失によらない損害
(反社会的勢力の排除)

第13条 参加者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (5) その他これらに準ずる反社会的勢力

- 2 町は、参加者が前項に該当すると認めた場合は、事前の通知なく参加登録を取り消し、ポイントを失効させることができるものとします。

(準拠法及び管轄)

第14条 本規約の解釈及び適用については、日本法を準拠法とします。本規約又は本事業に関して町と参加者との間に紛争が生じた場合は、広島地方裁判所福山支部又は福山簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(その他)

第15条 本規約に定めのない事項については、「神石高原町じんせき健幸ポイント事業実施要綱」の定めによるほか、町が別に定めるところによるものとします。

附 則

本規約は、令和8年9月1日から施行する。